4　契約後ＶＥ提案

提案を求める範囲は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等とする。

なお、詳細は、特別仕様書による。

5　入札手続等

⑴　入札契約担当部局

〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局会計課契約係　電話052―201―7271　内線2240

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。ただし、電子媒体による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申込を行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

①　交付期間　平成29年１月16日から平成29年２月14日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。

②　場所　〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局農村振興部設計課調整係　電話052―201―7271　内線2614

③　その他　配布資料は無料である。

④　関連情報の交付期間、場所及び方法　本工事に係る関係設計図書については、ＣＤ－Ｒによる交換配布とするため、交付希望者はあらかじめその旨を上記②の交付場所へ申込を行った上で、上記①、②の期間、場所にて交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び方法

①　提出期間　平成29年１月16日から平成29年２月14日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。

②　場所　上記５の⑵の②に同じ。

③　その他　申請書及び資料は、原則、電子入札システムにより提出するものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙による場合は、上記⑵の②へ持参すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成29年２月28日から平成29年３月16日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。

②　場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　入札書は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）することができる。

②　電子入札システムによる入札の場合は、平成29年３月14日から平成29年３月16日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時までとする。紙入札方式により持参する場合は、平成29年３月17日の午前10時までに東海農政局入札室に持参する。郵送による場合は、平成29年３月16日午後５時（必着）までに上記⑴あてに郵送（書留郵便に限る。）する。

なお、開札は、平成29年３月17日の午前10時に東海農政局入札室で行う。

6　低入札価格調査対象工事

⑴　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①　施工体制の点検　一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用等について調査を行い、施工体制を確認するヒアリングを実施するため追加資料の提出を求める。

さらに、「施工段階における確認マニュアル」（平成18年３月31日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

②　下請け契約状況の調査　下請契約計画書を求めるとともに、随時、下請への支払い状況等の確認を行う。

③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は東海農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績70点未満の評定を通知された者。

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づく修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自ら起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑵　低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について」（平成18年７月24日付け18海整第410号東海農政局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る対策を試行する。

①　「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す次のアからウの段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ下記⑵の②及び③に示す措置を講じる。

ア　施工確認段階。

イ　施工体制点検段階。（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ　下請契約状況調査における下請支払の実態把握段階。（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

なお、監督職員が文書により指示した事項について疑義がある場合、現場代理人はその内容について書面により説明を求めることができるものとし、監督職員はこれに応じなければならない。

②　上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東海農政局管内の別の新規工事における応募時の評価点等を減点する。

ア　総合評価落札方式の場合　当該企業の総合評価方式による加算点を50％減ずる。

イ　公募型指名競争入札の場合　当該企業の工事成績に係る評定点を３点減ずる。

③　当該対象工事の工事成績が65点未満の場合は、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講じる。

7　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東海農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。